

# 基準 1

2023/2/6 更新

## 1 総則

(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に定める規定する研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「教職課程」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。

教職課程の設置に関する法令等は、免許法、施行規則、認定基準であることが示されています。よって、課程認定申請についてはこれら3つの法令等の関係条文を熟知する必要があります。

### ▼大学院設置基準第7条の2

（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科）

第7条の2 大学院には、2以上の大学が協力して教育研究（第31条第2項に規定する共同教育課程（次条第2項、第13条第2項及び第23条の2において「共同教育課程」という。）及び第36条第1項に規定する国際連携教育課程（第13条第2項及び第23条の2において「国際連携教育課程」という。）を編成して行うものを除く。第8条第4項において同じ。）を行う研究科を置くことができる。

### ▼別表第1備考第5号イ

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第1及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第16条の3第3項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

※第16条の3第3項の政令で定める審議会＝中央教育審議会

(2) この基準は、教職課程の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

(3) 大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

◆令和6年度開設用手引き別冊 Q&A (No.88)

Q 既に教職課程認定を受けている課程において、教職課程認定基準等に照らし、適切でない形態をとっていることが判明した場合、どのように対応すればよいか。

A 教職課程認定基準において、「大学は、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。」と規定されている。教職課程認定基準等に照らし、適切でない状態となっていることが判明した場合には、速やかに適切な形態になるように是正すること。なお、是正した内容に応じて、変更届の提出を要する場合には、適時変更届を提出すること。

認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認するため教職課程認定大学実地視察が行われています。

▼実地視察の目的（[令和元年度報告書](#)より）

教職課程認定大学等実地視察の目的は、教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）及び指定教員養成機関実地視察規程（平成24年2月15日教員養成部会決定）に基づき、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程の認定を受けた大学及び教員養成機関としての指定を受けた機関について、認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認することである。

▼教職課程認定大学実地視察規程

1 趣旨

(1) 教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程（以下「教職課程」という。）の水準の維持・向上を図るため、必要に応じて、教職課程を有する大学に対して、実地視察を行う。

実地視察の結果は文部科学省ウェブサイトの[教職課程認定大学実地視察報告書](#)のサイトに掲載されています。このサイトには平成22年度以降の報告書が掲載されていますが、平成21年度以前の報告書については教員養成部会の資料として[平成20年度](#)と[平成21年度](#)のみ閲覧できる状態です。

(4) 初等中等教育分科会教員養成部会運営規則第2条に規定する課程認定委員会（以下、「委員会」という。）は、教職課程の認定に係る審査にこの基準を適用するために必要な確認事項を定めることができる。

「課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）のことを指しています。